

平成 3 0 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案

概 要

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 8 2 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	1
議案第 8 3 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について……………	2
議案第 8 4 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……………	3
議案第 8 5 号	上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について……………	4
議案第 8 6 号	公の施設の指定管理者の指定の変更について……………	5

議案第 8 2 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務部職員課)

<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行うもの</p>																																				
<p>2 内容</p>	<p>(1) 給料表の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層に重点を置いた給料月額の上上げ 【平均改定率 0.2%】 ・平成30年4月分の給料に遡及適用 <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ (4.40月分→4.45月分) ・平成31年度以降の期末勤勉手当の均等配分 <p style="text-align: right;">(単位：月分)</p> <table border="1" data-bbox="432 1032 1390 1514"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H30年度 (現行)</th> <th>H30年度 (改定後)</th> <th>H31年度 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">期末 手 当</td> <td>6月期</td> <td>1.225</td> <td>1.225</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375</td> <td>1.375</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.60</td> <td>2.60</td> <td>2.60</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">勤 勉 手 当</td> <td>6月期</td> <td>0.90</td> <td>0.90</td> <td>0.925</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.90</td> <td>0.95</td> <td>0.925</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.80</td> <td>1.85</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末手当及び 勤勉手当の合計</td> <td>4.40</td> <td>4.45</td> <td>4.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 管理職員特別勤務手当の新設</p> <p>災害対応のため、週休日、休日及び平日深夜に勤務した管理職の職員に管理職員特別勤務手当を支給</p> <p>【例】 週休日に8時～14時まで勤務した場合 5級の職員(課長など)・・・7,000円 平日に0時～3時まで勤務した場合 5級の職員(課長など)・・・3,500円</p>			H30年度 (現行)	H30年度 (改定後)	H31年度 以降	期末 手 当	6月期	1.225	1.225	1.30	12月期	1.375	1.375	1.30	合計	2.60	2.60	2.60	勤 勉 手 当	6月期	0.90	0.90	0.925	12月期	0.90	0.95	0.925	合計	1.80	1.85	1.85	期末手当及び 勤勉手当の合計		4.40	4.45	4.45
		H30年度 (現行)	H30年度 (改定後)	H31年度 以降																																	
期末 手 当	6月期	1.225	1.225	1.30																																	
	12月期	1.375	1.375	1.30																																	
	合計	2.60	2.60	2.60																																	
勤 勉 手 当	6月期	0.90	0.90	0.925																																	
	12月期	0.90	0.95	0.925																																	
	合計	1.80	1.85	1.85																																	
期末手当及び 勤勉手当の合計		4.40	4.45	4.45																																	
<p>3 施行期日</p>	<p>第1条及び第3条の規定 公布の日 第2条及び第4条の規定 平成31年4月1日</p>																																				

議案第 8 3 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務部職員課)

<p>1 趣旨 (提案理由)</p>	<p>職員の給与改定に準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めるもの</p>																
<p>2 内容</p>	<p>期末手当の支給割合の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当の支給月数を 0. 0 5 月分引上げ (4. 4 0 月分→ 4. 4 5 月分) ・ 平成 3 1 年度以降の期末手当の均等配分 <p style="text-align: right;">(単位：月分)</p> <table border="1" data-bbox="464 826 1394 1167"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 3 0 年度 (現行)</th> <th>H 3 0 年度 (改定後)</th> <th>H 3 1 年度 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>2. 1 2 5</td> <td>2. 1 2 5</td> <td>2. 2 2 5</td> </tr> <tr> <td>1 2 月期</td> <td>2. 2 7 5</td> <td>2. 3 2 5</td> <td>2. 2 2 5</td> </tr> <tr> <td>年間支給月数</td> <td>4. 4 0</td> <td>4. 4 5</td> <td>4. 4 5</td> </tr> </tbody> </table>		H 3 0 年度 (現行)	H 3 0 年度 (改定後)	H 3 1 年度 以降	6 月期	2. 1 2 5	2. 1 2 5	2. 2 2 5	1 2 月期	2. 2 7 5	2. 3 2 5	2. 2 2 5	年間支給月数	4. 4 0	4. 4 5	4. 4 5
	H 3 0 年度 (現行)	H 3 0 年度 (改定後)	H 3 1 年度 以降														
6 月期	2. 1 2 5	2. 1 2 5	2. 2 2 5														
1 2 月期	2. 2 7 5	2. 3 2 5	2. 2 2 5														
年間支給月数	4. 4 0	4. 4 5	4. 4 5														
<p>3 施行期日</p>	<p>第 1 条の規定 公布の日 第 2 条の規定 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>																

議案第 8 4 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部保険年金課)

1 趣旨
(提案理由) 国民健康保険事業に要する費用となる国民健康保険事業費納付金に充てる国民健康保険税について、資産割及び世帯別平等割による課税を廃止するとともに、税率等の見直しを行うもの

2 内容 【平成 30 年度からの国民健康保険制度の改正に伴う見直し】
(1) 埼玉県（共同保険者）の国民健康保険の運営方針
① 賦課方式は 2 方式を標準とする。
② 平成 35 年度までに赤字を解消する段階的な目標の設定
③ 賦課限度額は、法定額どおり設定し、県内同一を目標とする。

(2) 現行 4 方式（所得割・資産割・均等割・世帯別平等割）

	所得割	資産割	均等割	世帯別 平等割	賦課 限度額
医療分	6.8%	30%	10,000 円	15,000 円	52 万円
後期高齢者 支援金	1.5%	—	8,000 円	—	17 万円
介護納付金	1.0%	—	9,000 円	—	16 万円
合 計	9.3%	30%	27,000 円	15,000 円	85 万円

(3) 改正案 2 方式（所得割・均等割）


	所得割	均等割	賦課 限度額
医療分	6.8%	27,000 円	58 万円
後期高齢者 支援金	1.9%	10,000 円	19 万円
介護納付金	1.5%	12,000 円	16 万円
合 計	10.2%	49,000 円	93 万円

3 施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

議案第 85 号

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部保険年金課)

1 趣旨 (提案理由)	厚生労働省告示の改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>【厚生労働省告示（診療報酬の算定方法）が改正され、引用条項が変更になったことによる規定の整理】</p> <p>条例第 5 条第 2 項の改正部分</p> <p>【改正前】 「別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項<u>注 8</u>」</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】 「別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項<u>注 9</u>」</p>
3 施行期日	公布の日

議案第 8 6 号

公の施設の指定管理者の指定の変更について

(都市整備部みどり公園課)

1 趣旨
(提案理由) 大谷北部第四土地区画整理事業により壺丁目公園の供用を廃止することに伴い、その管理に関し、指定管理者の指定の期間を変更するもの

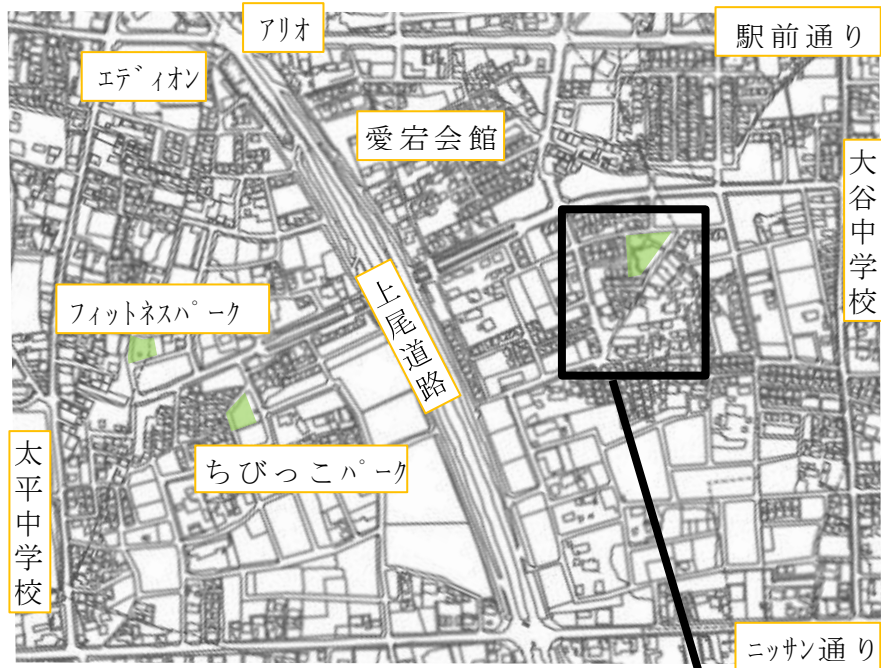
2 内容

(1) 公の施設の名称	壺丁目公園 (都市公園)
(2) 公の施設の位置	上尾市大字壺丁目 4 3 1 番 2 5
(3) 指定管理者	(公財) 上尾市地域振興公社
(4) 指定の期間	【変更前】 H28. 4. 1～ <u>H33. 3. 31</u>

↓

【変更後】 H28. 4. 1～H31. 1. 31

大谷北部第四土地区画整理事業施行区域



【拡大図】

上が新設された「どんぐり公園」 (2,134.5 m²)

下が廃止される「壺丁目公園」 (172 m²)

